下関病院附属地域診療クリニック

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

1　中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

2　診療日および診療時間
月～金曜日　9:00～12:00　　13:30～17:00
土曜日　　9:00～12:00
日曜日、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は休み

3　次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。
〇こころの連携指導料（Ⅱ）　〇精神科退院時共同指導料 1 及び 2
〇CT撮影及び MRI 撮影　〇精神科ショート・ケア「大規模なもの」
〇精神科デイ・ケア「大規模なもの」　〇精神科ナイト・ケア
〇精神科デイ・ナイト・ケア　〇抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）　〇重度認知症患者デイ・ケア料
〇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）　〇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

4　明細書の発行状況に関する事項
医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行しています。
なお、明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨をお申し出ください。

5　医療情報取得加算に関する事項
当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

6　保険外併用療養費に関する事項

長期収載医薬品の処方

令和 6 年 10 月 1 日より、長期収載品を、医療上必要がある場合及び後発医薬品を提供することが困難な場合以外に、患者さんからの申し出により長期収載品を希望される場合は、選定療養の対象となります。

9　保険外負担に関する事項

当院では、別掲の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

なお当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行っていません。